申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用料等の還付
根拠法令及び条項		新座市営墓園条例第３１条
所管部課係名		市民生活部環境課環境保全係
審査基準	関係条項	新座市営墓園規則第１９条、第２０条、第２３条及び第２４条
	基準	新座市営墓園規則第１９条に規定する墓所の返還の場合で、新座市営墓園規則第２０条に規定する原状回復の点検を受け、返還に特に問題がない場合は、墓所使用料及び管理料の還付申請を受理する。
	参考事項	集会施設使用料の還付は、管理上の問題により行うものであるため、利用者からの申請は不要である。
	設定等年月日	平成１１年７月１日設定（令和４年７月１日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	総日数　７日
	設定等年月日	平成１１年７月１日設定（平成　年　月　日最終変更）